



平成17年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 日本医療事務センター
代 表 者 名 代表取締役社長 土 屋 修
(コード番号 9652 東証第2部)
問 い 合 わ せ 先 取締役経理部長 渡 邊 茂 雄
T E L 0 3 3 8 6 4 3 3 1 1

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成17年5月13日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づいて、ストックオプションとして、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成17年6月29日開催予定の当社第37回定時株主総会に提案することを決議致しましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社の取締役、監査役及び従業員の、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため。
2. 新株予約権割当の対象者
当社の取締役、監査役及び従業員
3. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 173,000 株を上限とする。
新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、100 株とする。
なお、当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により、付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。

(2) 新株予約権の総数

1,730 個を上限とする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値（取引が成立しない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使及び「商法等の一部を改正する等の法律」（平成 13 年法律第 79 号）附則第 5 条第 2 項の規定に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成 17 年 8 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

本総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役及び従業員との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社は、新株予約権者が上記(6)に定める行使の条件を充たさず新株予約権を行使できないこととなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができるものとする。

(8) 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 37 回定時株主総会において「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上